

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	後期高齢者医療保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

潮来市は、後期高齢者医療保険関係事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

茨城県潮来市長

公表日

平成29年9月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	後期高齢者医療保険関係事務				
②事務の概要	<p>高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及び茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年条例第22号)等の規定に則り対象者の資格管理、保険料の賦課管理、収納管理、滞納管理を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①申請書や届出書に関する確認。 ②資格管理に必要な情報を、茨城県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)に提供し、被保険者情報の提供を受ける。 ③保険料賦課の算定に必要な要件の情報照会。 ④所得・課税情報を広域連合に提供し、保険料情報の提供を受ける。 ⑤保険料情報をもとに期割計算を行い、期割情報を広域連合に提供する。 ⑥口座情報をもとに金融機関に保険料の徴収を依頼する。 ⑦徴収した保険料の収納情報、滞納者情報を広域連合に提供する。</p>				
③システムの名称	後期高齢者医療システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム)				
2. 特定個人情報ファイル名					
後期高齢宛名情報ファイル 後期高齢特別徴収対象者情報ファイル 宛名情報ファイル					
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項(利用範囲)、別表第一の59の項並びに番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第46条				
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携					
①実施の有無	[実施する] <table border="0" style="float: right;"> <tr> <td><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 実施する</td> </tr> <tr> <td>2) 実施しない</td> </tr> <tr> <td>3) 未定</td> </tr> </table>	<選択肢>	1) 実施する	2) 実施しない	3) 未定
<選択肢>					
1) 実施する					
2) 実施しない					
3) 未定					
②法令上の根拠	番号法第19条7号(特定個人情報の提供の制限)(情報提供の根拠) 別表第二の80,83の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第43条 (情報照会の根拠) 別表第二の82の項				
5. 評価実施機関における担当部署					
①部署	市民福祉部 市民課				
②所属長	市民課長 今泉 典子				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求					
請求先	〒311-2493 茨城県潮来市辻626番地 潮来市 総務部 総務課 TEL:0299-63-1111(代表)				
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	〒311-2493 茨城県潮来市辻626番地 潮来市 市民福祉部 市民課 TEL:0299-63-1111(代表)				

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明